



# 静岡県海岸漂着物対策地域計画

平成 27 年 7 月

静岡県

## 【目次】

|   |    |
|---|----|
| 1. 基本的事項.....   | 1  |
| 1.1 背景.....   | 1  |
| 1.2 目的.....   | 1  |
| 1.3 計画の位置付け.....  | 2  |
| 2. 静岡県重点区域及びその内容.....                                   | 3  |
| 2.1 重点区域とその概況.....                                      | 3  |
| (1) 伊豆半島沿岸.....   | 3  |
| (2) 駿河湾沿岸.....  | 15 |
| (3) 遠州灘沿岸.....  | 28 |
| 2.2 海岸漂着物の発生状況及び取組状況.....                               | 37 |
| 2.3 海岸漂着物対策に係る基本的な方針.....                               | 39 |
| (1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項.....                             | 39 |
| (2) 海岸漂着物の発生抑制に関する事項.....                               | 40 |
| 3. 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項.....                            | 42 |
| 4. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に<br>関し必要な事項..... | 43 |
| 4.1 モニタリングの実施.....                                      | 43 |
| 4.2 災害時の緊急時における対応.....                                  | 43 |
| 4.3 地域計画の変更.....  | 43 |

## 1 基本的事項

### 1.1 背景

本県は、神奈川県境から伊豆半島、駿河湾、遠州灘に至る約 500km の海岸線を有しており、その多くで、豊かな自然や景観に恵まれ、全国有数の観光スポットとなっている。

一方で、海岸には漂着した流木や、利用者がポイ捨てしたごみ等が集まり、海岸環境の悪化が懸念されている。

こうした中、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全にかかる海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され、本県においても、海岸管理者、市町、ボランティア団体等による海岸漂着物対策が行われてきた。

また、海岸漂着物処理推進法第 14 条において、県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成することとされた。

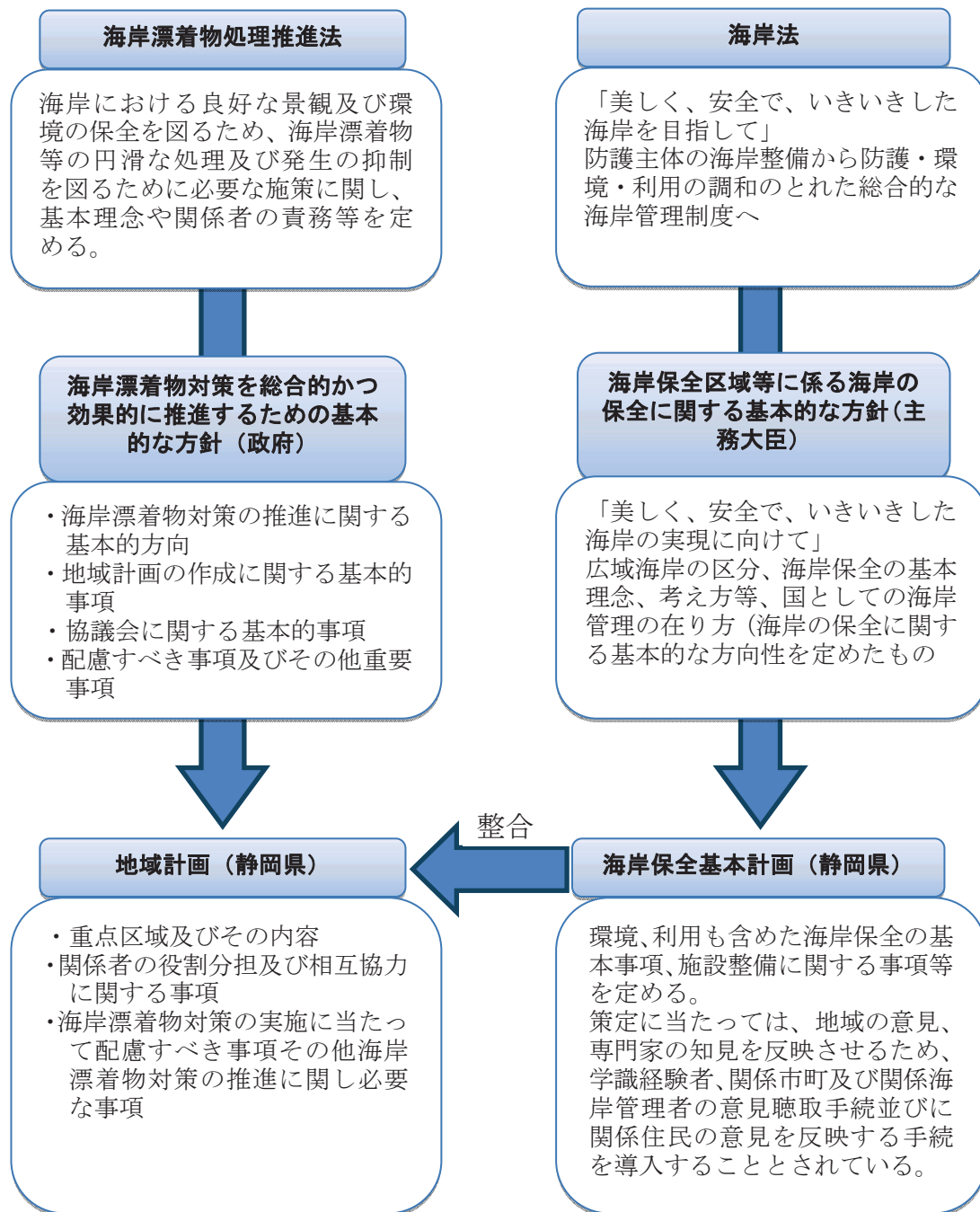
県は、平成 27 年度から市町が実施する海岸漂着物等対策事業に対する助成制度を実施するとともに、本県における海岸漂着物対策をより一層促進するため、地域計画を作成するものとする。

### 1.2 目的

地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）及びその内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、海岸漂着物対策を実施するに当たって配慮すべき事項等を定め、海岸漂着物対策の推進に係る基本的な方向性を示すことで、本県海岸の良好な景観及び環境の保全をより一層図るものとする。

### 1.3 計画の位置付け

海岸漂着物処理推進法、海岸法、海岸保全基本計画、地域計画の関係については、下図に示すとおりである。



## 2 静岡県の重点区域及びその内容

### 2.1 重点区域とその概況

海岸漂着物処理推進法第14条第2項で定められた重点区域は、海岸の景観や生態系等の自然条件、海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討し、以下に示す3沿岸（伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸）の全域とする。重点区域として設定した区域の詳細は次の（1）～（3）に示すとおりである。

#### （1）伊豆半島沿岸

神奈川県境から大瀬崎に至る延長約270kmの伊豆半島沿岸は、豊かな自然と変化に富んだ全国有数の海岸線と言える。

その勇壮な景観と自然は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の指定を受け、また南部は文化財保護法の“名勝伊豆西南海岸”であり、我が国の誇るべき景勝地として、多くの人々から愛され親しまれている。

一方、東海岸沿岸域は、温泉に代表される観光資源を背後に有し、国際観光温泉文化都市である熱海市・伊東市のような都市型開発が進んでいる。

海岸植生では、崖に生える植物や多様な種類の林に特徴があり、全国的に見ても貴重な伊豆特有の種も確認できる。

また、磯場が鳥類の繁殖・休息の地となっていることや、下田市や南伊豆町の砂浜でアカウミガメの上陸・産卵がみられるほか、海域では、黒潮の影響を受けて温帯性の海藻がサンゴと隣り合って生えるなど、沿岸に広く分布した藻場に多様な生物が息づいて、豊かな環境が形成されている。

変化に富んだ入江では漁村集落が発達し、岩礁地帯に生息するイセエビ、アワビ、サザエやテングサなどの魚貝類・海藻類を主産とする磯根漁業が盛んである。また、砂浜での海水浴やサーフィン、磯でのダイビングや釣りといった海洋レクリエーションが各地でみられ、自然そのものを資源とした、全国有数の観光スポットとなっている。

しかし、伊豆半島沿岸は、太平洋に面し外洋からの波が直接来襲するため、これまで波浪災害を幾度となく経験している。



伊豆半島の位置図

《伊豆半島沿岸の市町別海岸線延長》

| 沿岸名            | 伊豆半島沿岸         |
|----------------|----------------|
| 県名             | 静岡県            |
| 境界             | 神奈川県境～大瀬崎      |
| 沿岸総延長          | 268,647m       |
| 沿岸市町<br>(5市5町) | 熱海市 (22,398m)  |
|                | 伊東市 (36,202m)  |
|                | 東伊豆町 (15,942m) |
|                | 河津町 (12,730m)  |
|                | 下田市 (45,675m)  |
|                | 南伊豆町 (57,455m) |
|                | 松崎町 (17,720m)  |
|                | 西伊豆町 (33,025m) |
|                | 伊豆市 (14,280m)  |
| 沼津市 (13,220m)  |                |

資料:「海岸統計」平成26年度版(国土交通省水管理・国土保全局)

## ア 自然景観資源

伊豆半島沿岸には様々な岩石性の海岸が見られ、その多くが当時の自然景観資源調査（環境省）の対象地域にもなった。

近年、伊豆半島においては大地（ジオ）が育んだ貴重な資産を多数備えた地域として、伊豆半島ジオパーク構想が掲げられ、日本ジオパークに認定されており、今後は世界ジオパークへの認定を目指している。



① 汐吹崎海岸 (伊東市)



② 城ヶ崎海岸 (伊東市)



③ 弓ヶ浜海岸 (南伊豆町)



④ 伊浜海岸 (南伊豆町)



自然景観資源の分布

資料：「南伊豆町 HP」  
 「静岡のみずべ 100 選」  
 環境庁「自然環境保全調査」

## イ 良好な景観

景観が優れ、地域の暮らしと深く関わり、安らぎと潤いを感じるものなどとして、「静岡のみずべ100選」として15の海岸が選定されている。



資料：「静岡のみずべ100選」「静岡県HP」

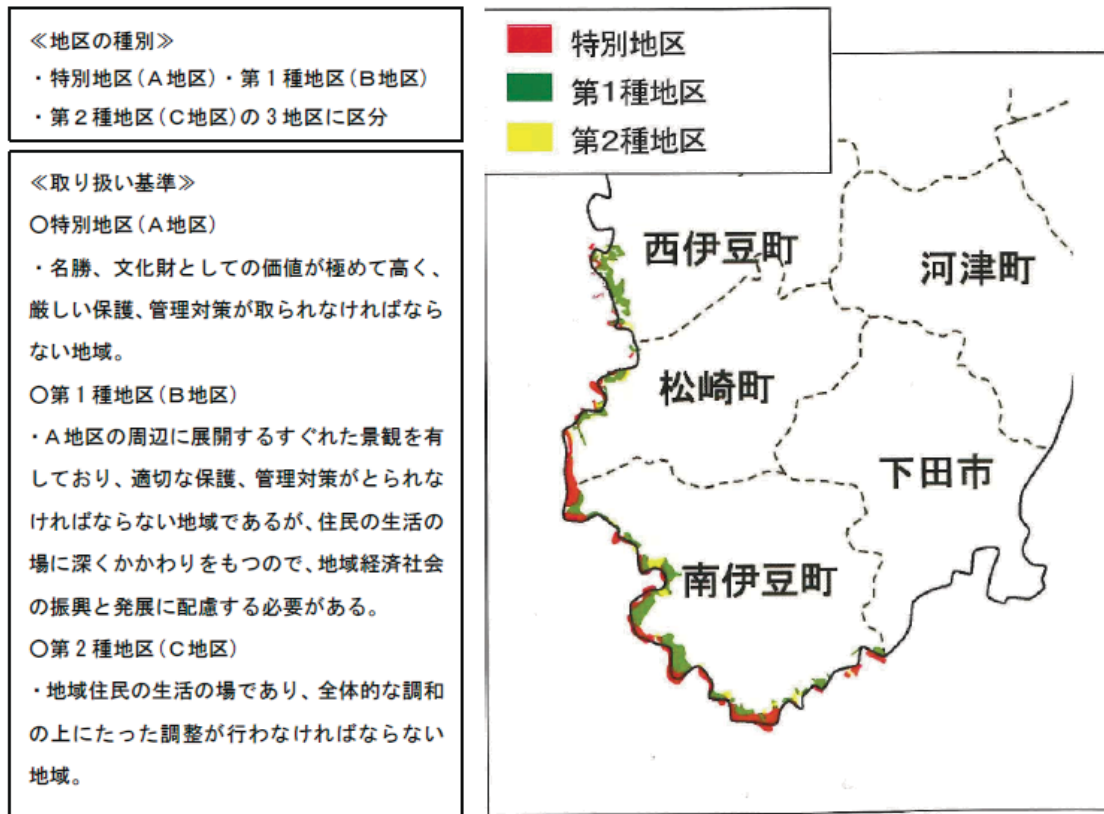
静岡のみずべ100選(伊豆半島における海岸)

|         |            |         |
|---------|------------|---------|
| ① 御浜岬海岸 | ⑥ 波勝崎海岸    | ⑪ 白浜海岸  |
| ② 黄金崎海岸 | ⑦ 奥石廊海岸    | ⑫ 今井浜海岸 |
| ③ 浮島海岸  | ⑧ 大瀬海岸・養掛岩 | ⑬ 城ヶ崎海岸 |
| ④ 堂ヶ島海岸 | ⑨ 弓ヶ浜海岸    | ⑭ 汐吹崎海岸 |
| ⑤ 雲見海岸  | ⑩ 爪木崎海岸    | ⑮ 網代海岸  |

南伊豆町から西伊豆町にかけての海岸は、昭和 12 年度に文化財保護法に基づく名勝伊豆西南海岸に指定された。

名勝伊豆西南海岸の保存管理計画は、文化庁及び県の教育委員会の指導を受けて、昭和 62 年度に南伊豆町、松崎町、西伊豆町の 3 町の教育委員会が策定したものである。

この計画では、名勝・文化財としての価値や優れた景観、さらには地域住民の生活の場などを考慮し、その取扱基準を 3 つの地区に分けている。



名勝“伊豆西南海岸”

資料：南伊豆町・松崎町・西伊豆町教育委員会、昭和 62 年度策定



## ウ 国立公園

伊豆半島沿岸は、海岸線が高度に土地利用されている伊東市汐吹崎より北を除いて、全域が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されている。

伊豆半島地域の管理計画では、利用に関する方針の中で、各地で行われている地方公共団体や各種団体の自然観察会の開催に協力し、自然に親しむことを目的とした利用の増進に努めることとしている。

|   |  |
|---|--|
| <p>《管理計画区》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆半島の細分は行わず、全体を一管理計画区とする。</li> </ul> <p>《保護に関する方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園区域の多くは道路沿線を中心とする公園区域。・公園区域における風致の維持を図るため、利用者のほか地域住民等の協力を得て、自然公園にふさわしい道路公園として道路沿線の保護修景を図る。</li> </ul> <p>《利用に関する方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観を楽しむための展望園地等の施設整備を進めるとともに、そこにおける自然解説も積極的に行うことによって、少しでも歩いて自然を探勝するような利用を誘導する方向に努める。」よう道路事業執行者等を指導し、関係機関に対し配慮するよう求めるものとする。</li> <li>・各地で行われている地方公共団体や各種団体の自然観察会の開催に協力し、自然に親しむことを目的とした利用の増進に努める。</li> </ul> |  |
|---|--|



| 凡 例     |  |
|---------|--|
| 特別保護地区  | 公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。                         |
| 第1種特別地域 | 特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域の中で風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。     |
| 第2種特別地域 | 農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。  |
| 第3種特別地域 | 特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。               |
| 普通地域    | 特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)といえます。 |

富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域管理計画書抜粋)

資料：環境庁自然保護局、平成11年7月

## エ 特定植物群落等

伊豆の海岸は、多様な種類の林と崖に生える植物に特徴がある。また、伊豆半島では、南方系植物の分布限界地であるほか、特有のフォッサ・マグナ要素の植物が分布する。

全国的にみても貴重であるイズアサツキ、ソナレセンブリ、イズドコロ、シモダカンアオイなどの伊豆半島特有の植物もみられる。

クロマツ林は海岸部に広く分布しウバメガシ林は西伊豆町や松崎町、南伊豆町などに分布している。

城ヶ崎のクロマツや爪木崎のスイセンは有名であり、観光の名所ともなっている。また、ハマボウ、ハマユウなどの海浜植生も分布している。



城ヶ崎海岸(伊東市)



爪木崎のスイセン(下田市)

資料:静岡県 HP



海岸域の特定植物群落

資料:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 1989年)

## オ 天然記念物等

伊豆半島の沿岸部には、樹林や大木、群落など 22 の国・県指定の天然記念物(文化財保護法により指定されている学術上貴重な動植物など)が分布している。

明神池の谷地坊主は暖地では作られにくいことから全国的にも珍しい。下田はアオガリの北限自生地であり、沼津市はタチバナの東北限自生地であるなど、伊豆半島の海岸には貴重な植生が分布している。



①阿豆佐和気神社の大クス(熱海市)  
資料:熱海市 HP



②ハマボウ樹林(下田市)  
資料:下田市 HP



③大瀬崎のビャクシン(沼津市)  
資料:沼津市 HP



沿岸部の天然記念物等

資料:「静岡県内指定文化財要覧」(静岡県教育委員会, 1999年)

## カ 生物

下田市の多々戸浜、入田浜、吉佐美大浜や南伊豆町の弓ヶ浜の海岸にはアカウミガメの上陸・産卵地がある。また、人工的に造成された伊東オレンジビーチでは、市の保護活動により平成14年に初めてアカウミガメのふ化が確認された。環境省カテゴリーは絶滅危惧種Ⅱ類、静岡県カテゴリーは絶滅危惧ⅠA類とされ、保護保全の意義は高い。

南伊豆町では、ウミガメを町民共有の資産として継承するために、『ウミガメ保護に関する条例』を平成9年に制定している。

海岸の崖や岩礁は、クロサギやイソヒヨドリの繁殖地であり、越冬するウミウの休息地となっている。

オオキンカメムシやイソカネタタキなどの海岸域特有の昆虫なども生息している。



イソヒヨドリ(伊東市)  
資料:伊東市HP



アカウミガメの産卵(南伊豆町)  
資料:南伊豆町HP



海岸域の主な生物

資料:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 1989年)

伊豆半島は、沿岸のほとんども藻場の分布があり、岩場にはガラモ場やテングサ場、砂地(水深3~9m程度)にはアマモ場などがみられる。その海藻の種類は、全国最多とも言われている。



藻場の分布

資料: 「第5回自然環境保全基礎調査(海辺調査)」(環境省)

| 生育・生息域                | 市町名         | 湿地タイプ | 生物群 |
|-----------------------|-------------|-------|-----|
| 初島周辺沿岸                | 熱海市         | 藻場    | 海藻  |
| 伊豆半島南東部<br>(白浜~田牛) 沿岸 | 下田市         | 藻場    | 海藻  |
| 逢瀬が浜                  | 南伊豆町        | 藻場    | 海藻  |
| 伊豆ヒリド、トナイ、中<br>木港付近   | 南伊豆町        | サンゴ礁  | サンゴ |
| 伊豆半島西部沿岸              | 松崎町<br>西伊豆町 | 藻場    | 海藻  |

## キ 観光・レクリエーション利用

伊豆半島沿岸は、全国でも有数の観光地であり、四季折々の美しい景観や温泉を楽しむ旅行者で賑わっている。相模湾に面した東部の熱海、伊東、熱川などは、温泉などを中心とした観光スポット、また、南部は、南国ムード漂うマリリゾートとなっており、ペリー来航の地で知られる下田では歴史散策も楽しめる。駿河湾に面した西部は、土肥、堂ヶ島など有名な温泉地が多く、海の幸も豊富である。

特に、海水浴については、各市町とも5千人～1万人以上の集客規模の海水浴場を有しており、海岸レクリエーションの目玉となっている。



海水浴場、サーフィン、ダイビングポイント

海辺ならではの祭りやイベントはいずれの市町でも開催されており、熱海の花火大会や河津の桜祭りには、数十万人規模の入込みがある。そのほか、松崎町のシーカヤックマラソン、伊豆市のカヌー教室、西伊豆沿岸のサンセットクルーズなど、海辺に親しむイベントが各地で行われている。

近年、日本各地で、海岸を利用した滞在型の余暇活動の取組としてグリーンツーリズム・ブルーツーリズム(長く滞在し、その地域のなりわいや自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅)がみられる。伊豆半島でも松崎町をはじめとしてその推進が図られている。

伊豆半島には、キャンプ場やマリーナなども点在している。宇久須クリスタルビーチ背後の宇久須キャンプ場とキャンプ黄金崎は、伊豆半島で数少ない海岸に接するキャンプ場である。

利用者の安全や良好な環境を保持するため昭和43年に県が施行した「特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例」により、伊豆半島の海岸では夏季のキャンプが禁止されている。しかし、キャンプを行うものもあり、夜間の騒音やごみの捨置きがみられるなど、利用者のマナーの悪さが指摘されている。



①伊東サンライズマリーナ(伊東市)  
資料：静岡県 HP



②シーカヤック(下田市)  
資料：静岡県 HP



③宇久須キャンプ場(西伊豆町)  
資料：カネジョウ HP



キャンプ場・マリーナ等の分布

## ク 漁港利用・港湾利用

変化に富んだ伊豆半島の入江は、海象や地理、社会条件の違いにより様々に発展を遂げ、西海岸の広い入り江を擁する田子・安良里・戸田漁港は、沖合漁業や海洋レクリエーションの基地として栄えている。

伊豆半島の先端、石廊崎周辺の海域は航海の難所で、下田港や妻良漁港は台風等の避難港として整備されている。また、下田港は日本一のキンメダイの水揚げを誇っている。

熱海、伊東港は背後に日本有数の温泉地を控え、初島や伊豆大島に近いことから観光港として発展してきた。また、網代漁港は首都圏の大消費地に近いことから、活魚を主体とした養殖が盛んである。

清水港から土肥港を結ぶフェリー航路全長約 30km が、観光に特化した海路として平成 25 年 4 月 12 日に「県道 223 号清水港土肥線」に認定されるなど、土肥港は伊豆西海岸の観光拠点ともなっている。また、松崎港は石材の積出港として、宇久須港は珪砂の積出港として利用されている。



①キンメダイ(下田市)  
資料:下田市漁協 HP



②タカアシガニ(南伊豆町)  
資料:栽培漁業センター



③イセエビ刺網(松崎町)  
資料:民宿海光苑 HP



港湾・漁港位置図



## (2) 駿河湾沿岸

大瀬崎から御前崎に至る延長約 160km の駿河湾沿岸は、富士山や伊豆半島を背景に、三保松原や千本松原に代表される白砂青松の特色ある海岸景観を形成しており、特に砂浜は、ウミガメの産卵や鳥類の飛来、海浜植生などがみられ、また、国立公園や自然公園に指定されるなど、優れた自然環境が残されている。

海岸背後は、古くから人口や産業が集積し、都市化が進んでおり、海域では、港湾利用や漁業が盛んである。さらには、砂浜海岸における海水浴、岩礁海岸における釣り、ダイビング等が盛んであるとともに、散策等の日常的な余暇利用も見られる。

多くの大河川が流入し、豊富な土砂供給で維持された砂浜や海岸林は、自然の防災機能を発揮してきたが、近年は、供給土砂量の減少等に起因する我が国で有数の海岸侵食にみまわれている。また、太平洋で発達した巨大な波浪が海岸線近くまで来襲するため、これまでに甚大な海岸災害が幾度も発生してきた。



駿河湾の位置図

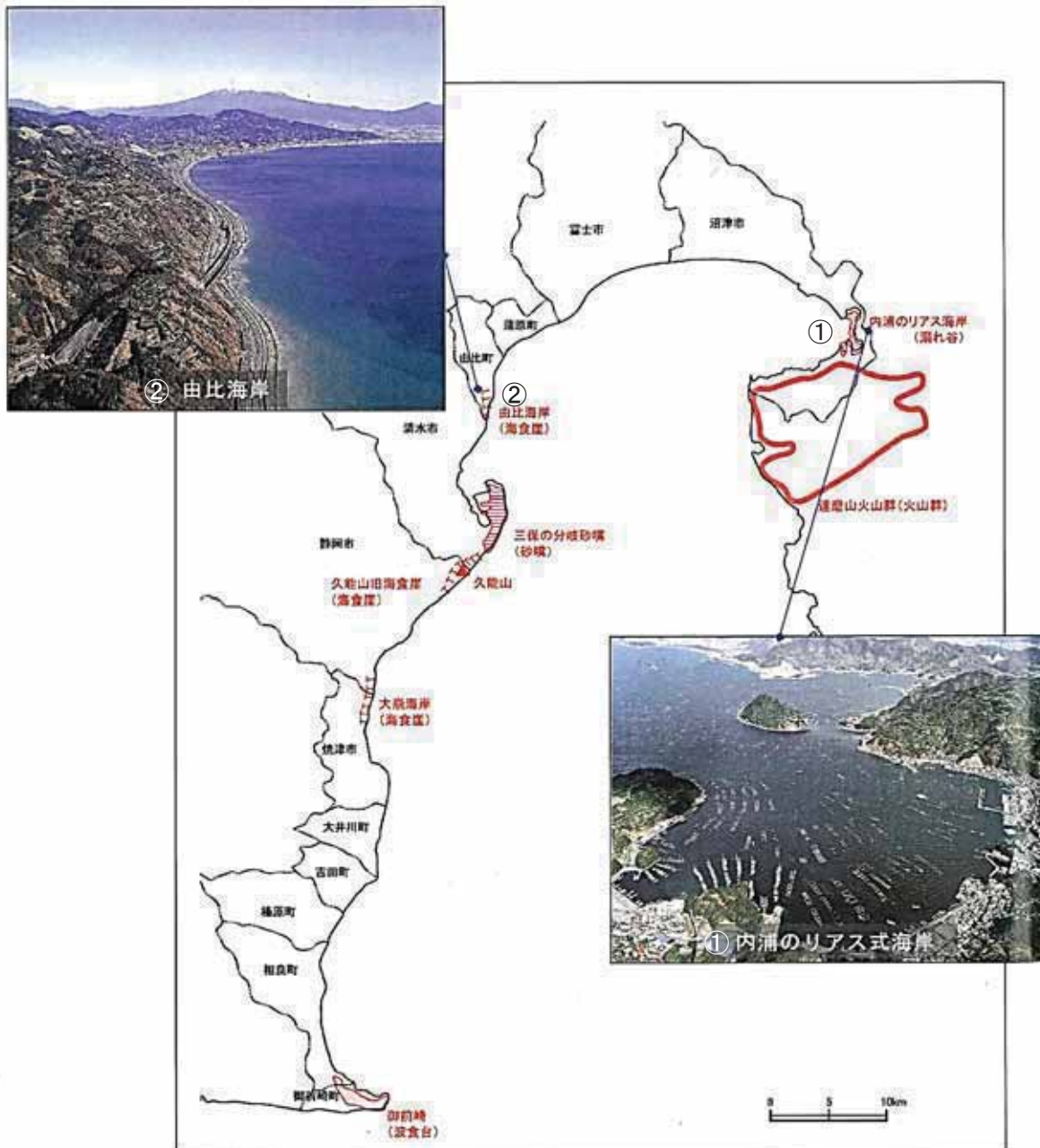
### 《駿河湾沿岸の市町別海岸線延長》

|                |          |         |
|----------------|----------|---------|
| 沿岸名            | 駿河湾沿岸    |         |
| 県名             | 静岡県      |         |
| 境界             | 大瀬崎～御前崎  |         |
| 沿岸総延長          | 168,358m |         |
| 沿岸市町<br>(6市1町) | 沼津市      | 50,487m |
|                | 富士市      | 9,782m  |
|                | 静岡市      | 63,589m |
|                | 焼津市      | 19,333m |
|                | 吉田町      | 4,877m  |
|                | 牧之原市     | 15,960m |
|                | 御前崎市     | 4,330m  |

資料:「海岸統計」平成26年度版(国土交通省水管理・国土保全局)

## ア 自然景観資源

駿河湾沿岸には、砂浜海岸をはじめ、内浦の入江、三保の分岐砂嘴、海食崖としての由比海岸や大崩海岸、波食台としての御前崎など、様々な海岸が自然景観資源に選定されている。



自然景観資源の分布状況

資料:「第3回自然環境保全基礎調査 静岡県自然環境情報図」(環境庁,1989年,旧行政界)

## イ 良好な景観

良好な海岸景観としては、日本の渚百選として「牛臥・島郷・志下海岸」、日本の白砂青松100選として「千本松原」「三保松原」、静岡県のみずべ100選として「千本浜海岸」「大瀬崎海岸」「静波海岸」などが選定されている。その他、和田浜海岸、片浜海岸等の砂浜海岸や、大崩海岸等の崖海岸なども良好な海岸景観となっている。

また、駿河湾沿岸のほぼ全域から富士山を望むことができ、伊豆半島の眺めと相まって、雄大で茫洋とした安らぎ感のある独特な眺望が、静岡県の富士見二百景として選定されている

三保松原は静岡市清水区の三保半島にある古来の景勝地で、その美しさから日本新三景、日本三大松原のひとつとされ、国の名勝にも指定されているが、その文化的価値が認められ、平成25年6月に世界文化遺産「富士山」の構成資産のひとつとして登録された。

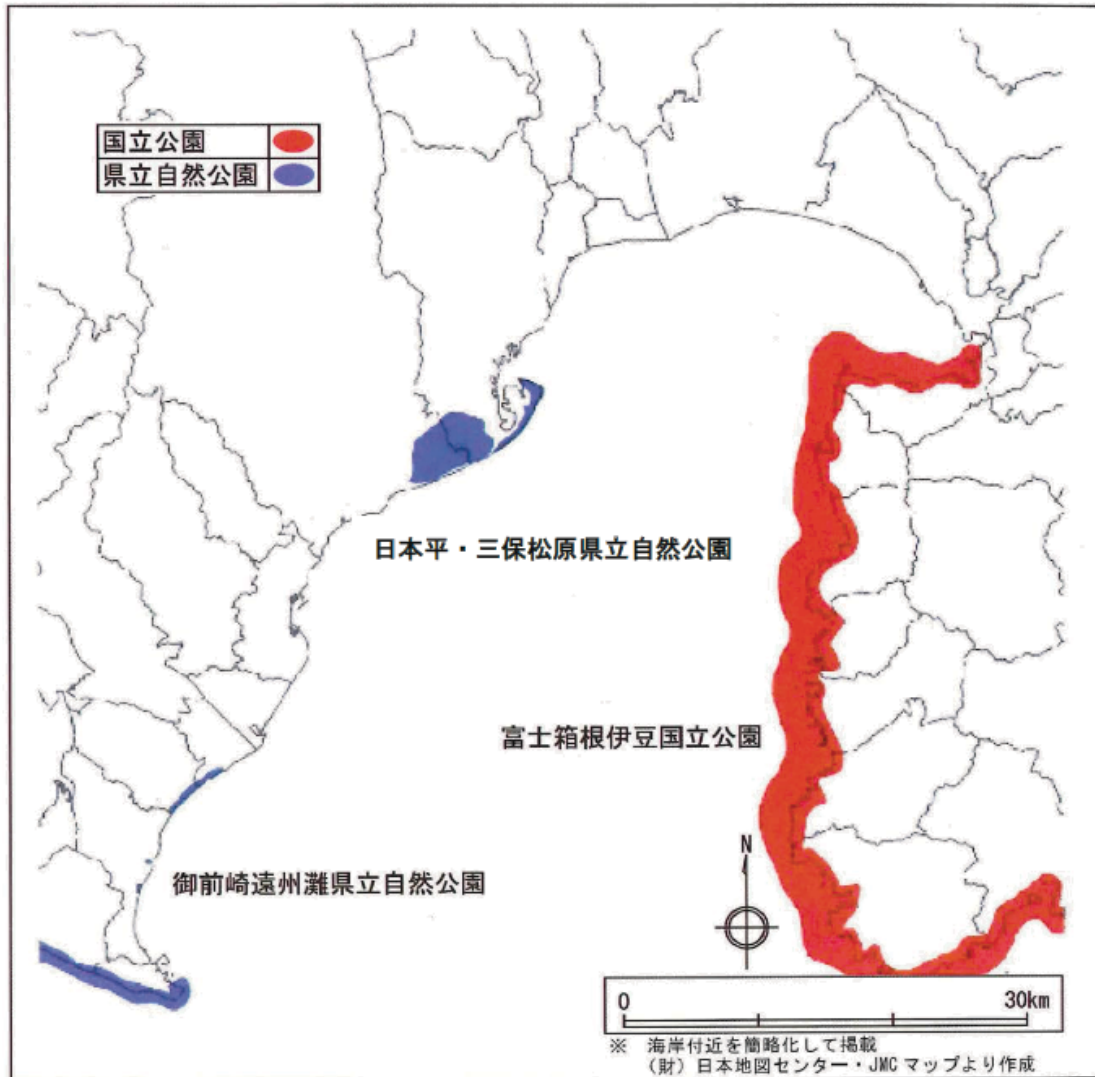


良好な海岸景観位置図

資料:「日本の渚百選」(「日本の渚百選」中央委員会, 1997年), 「日本の白砂青松100選」((社)日本の松の緑を守る会, 1996年), 「静岡県の富士見二百景」(静岡県, 1990年), 「全国観光情報データベース 富士箱根伊豆」(社団法人日本観光協会, 2000年)

## ウ 自然公園

駿河湾沿岸は、大瀬崎から静浦にかけての海岸線が富士箱根伊豆国立公園に、また静岡市の三保松原一带の海岸線が日本平・三保松原県立自然公園に、さらに吉田町から御前崎市にかけての海岸が御前崎遠州灘県立自然公園に各々指定されており、優れた景勝地となっている。



### 自然公園の指定状況

資料: 静岡県ホームページ「自然保護課/自然公園」H24.6.22 現在

## エ 特定植物群落等

駿河湾沿岸の海岸には特定植物群落に選定されている「千本松原のクロマツ林」、「大瀬崎のビャクシン群落」、「大瀬崎のテツホシダ群落」、「淡島のクロマツ―常緑広葉樹林」、「三保松原」をはじめとする海浜植生や海岸林が分布しており、また、焼津田尻海岸や蒲原海岸、榛原海岸などにおいても貴重な植物群落が点在している。

これらの海浜植生は、海浜に生息する昆虫類や、鳥類等にとっても重要な生息環境となっている。

また、「三保松原」は世界文化遺産「富士山」の構成資産として登録され、また国指定の名勝、重要な文化財でもある。



①千本松原のクロマツ林



②国指定名勝 三保松原



特定植物群落の分布状況

資料：「第2回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」(環境庁,1981年)

「第3回自然環境保全基礎調査 静岡県自然環境情報図」(環境庁,1989年)

「静岡市HP」「沼津市HP」

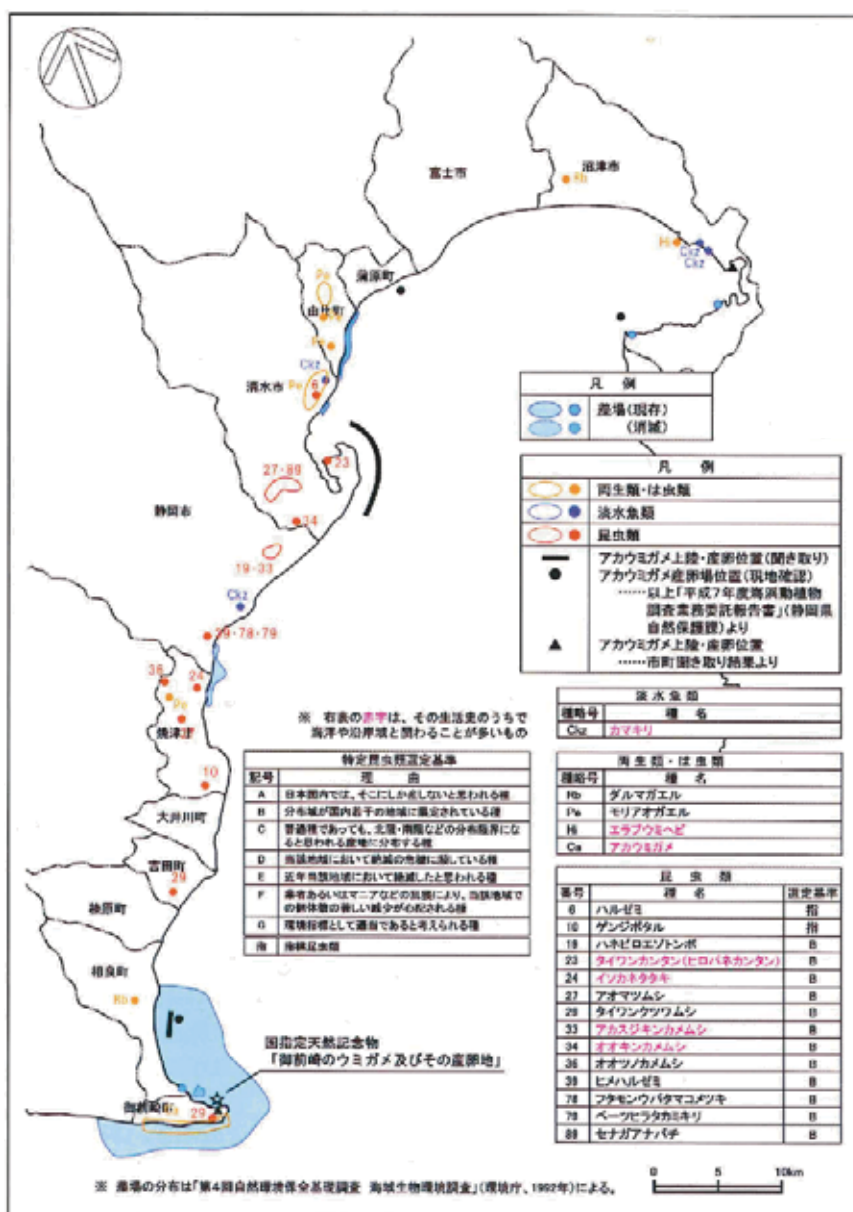
## オ 生物

沿岸の海岸には重要な海洋生物のほか、多様な生物群集が生息する。

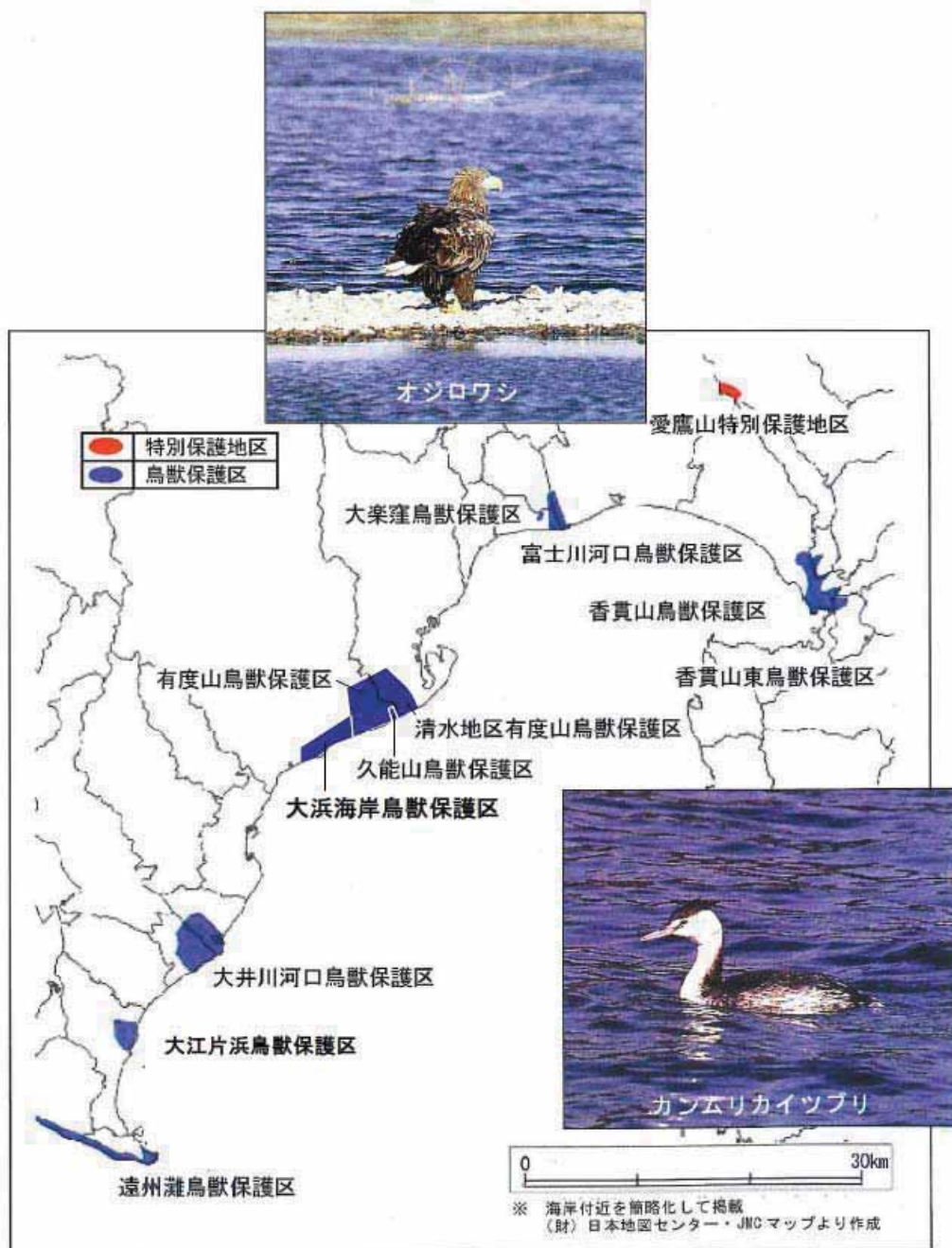
砂浜海岸は、生態系保全上重要な役割を果たすことも明らかになっており、アカウミガメが上陸産卵も確認されている。

沿岸は、シラス(カタクチシラス)の多産地で、マイワシ、アユ、コノシロなどのシラス期仔魚も多数出現する。

大瀬崎から静浦漁港に至る海岸、由比海岸周辺、焼津大崩海岸周辺、相良片浜海岸から御前崎周辺へと続く海岸など、崖海岸の前面や浅海域には、海藻・海草類が藻場を形成し、多様な動物が生息・繁殖する場であるとともに海水浄化の役割も果たしている。



鳥類については、吉田町の海岸付近にサギ類のコロニーが形成されるほか、駿河湾沿岸の海岸では、環境省レッドリストに指定されているオジロワシ（絶滅危惧ⅠB類）を始め、コアジサシ（絶滅危惧Ⅱ類）、カンムリカイツブリ（環境庁レッドデータブック危急種：絶滅の危機が増大している種または亜種）等、数多くの鳥類が確認されている。また、鳥獣保護区が河川の河口等に設定されている。



### 鳥獣保護区の設定状況

資料：「静岡県鳥獣保護区等位置図」（静岡県，平成 25 年 10 月）

「静岡県の海」（静岡新聞社，1996 年）

## カ 観光・レクリエーション利用

沿岸の海岸では、ジョギング等の日常的な余暇利用に加えて、海洋性レクリエーション活動や太平洋岸自転車道でサイクリング等も行われている。

三浦地区や三保半島、牧之原市の砂浜では海水浴場が整備され、多くの海水浴客で賑わっている。

各地の砂浜海岸の前面海域では、サーフィンやボードセーリング、海上花火大会など海洋レジャーの会場として活用されている。

また、地引き網や潮干狩り、魚釣りなど、海を通じた自然・生物と触れ合いの場としても利用されている。



海洋性レクリエーション利用位置図

資料:「静岡県テーマ別観光ガイド」(静岡県観光協会,1991年)  
 「静岡県レジャーガイド 遊ぶ」(静岡新聞社,1994年)、「全国観光情報データベース」((社)日本観光協会,2000年)  
 市町聞き取り  
 「静岡県 HP」「静岡市 HP」



## キ 漁港利用

駿河湾沿岸に位置する漁港は、用宗、焼津、内浦、静浦、由比、吉田、西浦、蒲原、西倉沢、地頭方の計 10 港である。

特定第 3 種漁港である焼津漁港は、全国二位の水揚金額(平成 26 年実績)を誇り、静岡県漁業の中心漁港として発展してきている。

海域は、全域に共同漁業権が設定されており、特にサクラエビについては、わが国において駿河湾で唯一漁獲されるもので、サクラエビ漁業は湾内における主要漁業である。また、シラス漁業は沼津市から御前崎市に至るまでの地区で行われ、沿岸漁業の一角を形成している。

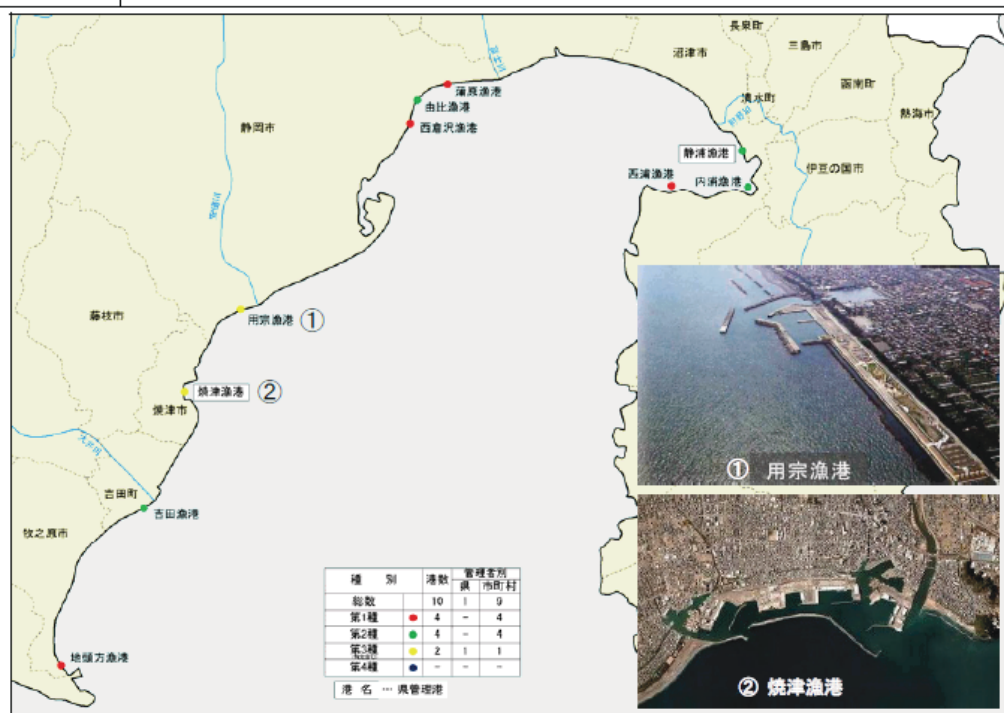
### 漁港の種別

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 第 1 種漁港   | 主に地元の漁業が利用する範囲                     |
| 第 2 種漁港   | 利用する範囲が第 1 種漁港より広くて、第 3 種漁港に属さないもの |
| 第 3 種漁港   | 利用が全国的なもの                          |
| 特定第 3 種漁港 | 第 3 主漁港のうち水産業振興上特に重要な漁港で政令に定めるもの   |
| 第 4 種漁港   | 離島その他辺地にあって漁港の開発や漁船の避難上特に必要なもの     |

### 共同漁業権

一定の漁場を共同利用して営むということ。一般的には、漁業協同組合または漁業協同組合連合会が漁業権を有しており、組合で作った「漁業権行使規則」に基づいて組合員がその漁場を使用することをいう。この漁業権は、以下の 5 種類に分類されている。

|       |  |
|-------|--|
| 第 1 種 | コンブ・アワビ・イセエビなど、藻類・貝類・定着性の水産動植物を目的とする漁業 |
| 第 2 種 | 建網・小型定置網・イカナゴ袋待網など、網漁具を移動しないようにして営む漁業  |
| 第 3 種 | 地引き網・地こぎ網など無動力船を使用する漁業及び飼付またはつきいそ漁業    |
| 第 4 種 | 奇漁漁業・鳥付こぎ漁業                            |
| 第 5 種 | 淡水(川・池)において営む、アユ・コイ・ワカサギ漁業             |



漁港位置図（駿河湾沿岸の漁港）

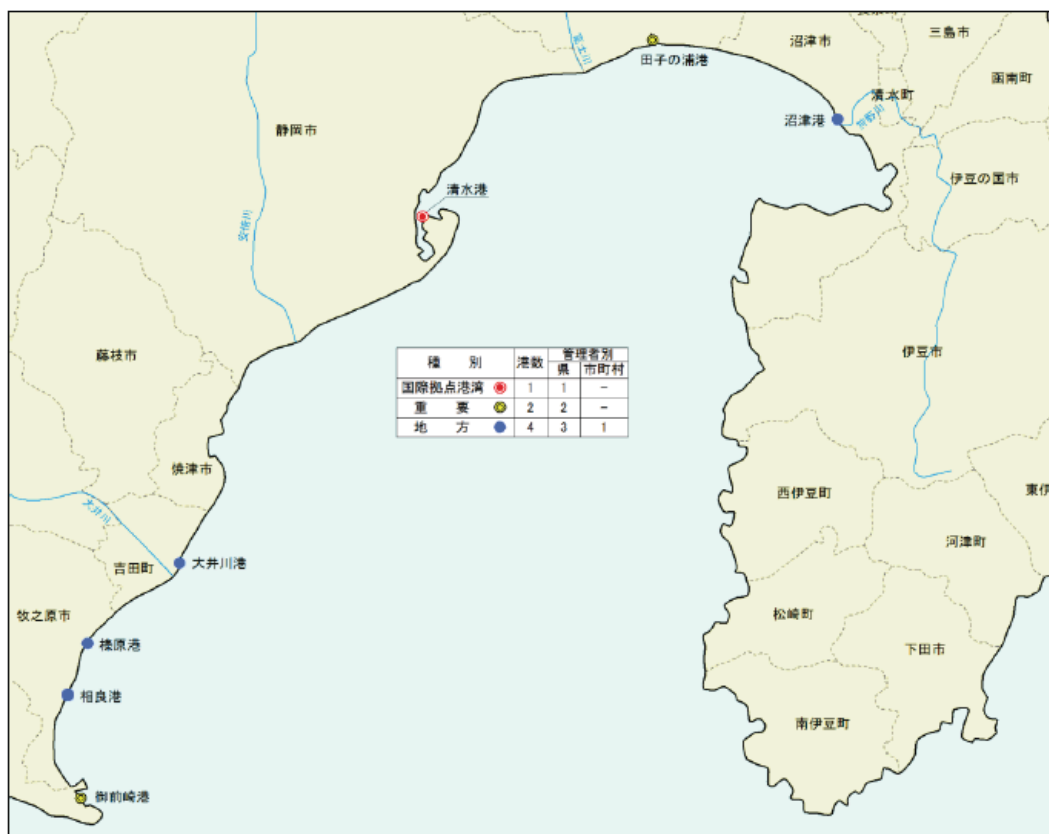
## ク 港湾利用

駿河湾沿岸に位置する港湾は、国際拠点港湾である清水港、重要港湾である田子の浦港、御前崎港のほか、沼津港、大井川港、榛原港、相良港の計7港である。

清水港は、週23便（H27.3月現在）の国際定期コンテナ航路が開設され、背後圏に立地する製造業等の国際物流拠点として、静岡県の“ものづくり産業”を支えている。

御前崎港は本県の中央部・駿河湾の湾口に位置し、完成自動車の輸出など、県中西部の物流を担う多目的港湾として大きな期待が寄せられている。

田子の浦港は、富士山麓の南を流れる沼川と潤井川の合流点に建設された掘込式港湾であり、化学工業等の製造業、石油配分基地、セメントサイロ等が多く立地し、これらの原材料供給港として重要な役割を担っている。



港湾位置図(駿河湾沿岸の港湾のみ表示)

### 港湾の種類別

|        |   |
|--------|---|
| 国際拠点港湾 | 国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの                          |
| 重要港湾   | 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの。 |
| 地方港湾   | 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾で、概ね地方の利害に係る港である。                             |

## ケ 保安林

駿河湾沿岸の海岸背後の森林のうち、特に必要な箇所については、海側からの風、潮、飛砂の防止を目的とした保安林に指定されており、海岸防災林と呼ばれている。海岸防災林は、クロマツを中心に構成されており、白砂青松の景観で有名な「三保松原」、「千本松原」なども、潮害防備を目的とした保安林に指定されている。



②三保松原のクロマツ林（静岡市）



①千本松原のクロマツ林（沼津市）



海岸防災林の位置

1-3

資料：「静岡県海岸防災林における森林整備方針」

## コ 歴史・文化

海岸付近の寺社では、海の神を祭ったものも多く存在し、漁師たちによる大漁祈願の祭事も行われ、現在に受け継がれている。

また、当沿岸は、古代の登呂遺跡に始まり近世に至るまでの歴史の豊かさを誇っており、文学的な舞台としても「羽衣伝説」の三保松原、「万葉集」に詠まれた田子の浦、「若山牧水歌集」の千本松原などが有名であり、海岸域には、文化財・歴史的地物（神社・仏閣、肖像、歌碑等）も数多くある。また、三保松原は世界文化遺産「富士山」の構成資産のひとつとなっている。

さらに、駿河湾沿いは古くから江戸と京都を結ぶ重要な道路、東海道が通っている。湾沿いには宿場（沼津、原、吉原、蒲原、由比、興津、江尻、丸子、岡部、藤枝、島田、金谷）があり、今も多くの観光客がその地を訪れている。



海岸付近の歴史・文化関連資源の分布状況

資料:「全国観光情報データベース」(社)日本観光協会,2000年)

## サ 海岸保全施設

駿河湾沿岸では、度重なる高波浪による海岸災害に対応するため、ほぼ全域で堤防や護岸の整備が進められている。

近年では、一つの施設が被災することで背後地がただちに危険にさらされることを防ぐ目的から、離岸堤や人工リーフ、養浜などを組み合わせた面的防護が進められている。



海岸保全施設の整備状況

資料：静岡河川事務所ほか

### (3) 遠州灘沿岸

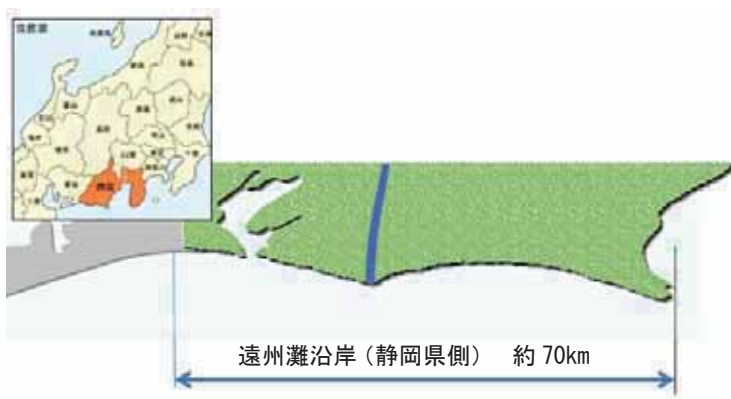
遠州灘沿岸は、ほぼ全域が国定公園や県立自然公園に指定されており、特徴ある自然地形と太田川河口部のハマボウ群落などの希少な自然が残されている。さらに、ほぼ全域の砂浜が全国でも有数なアカウミガメの繁殖の場になっており、その保護活動も各地域で活発に行われるようになってきた。

遠州灘は波が荒く、流れが速いため海水浴場としての利用はされていないが、釣りや自然にふれあう安らぎの場として地域の人々に親しまれてきた。特に近年は、サーフィンやウインドサーフィンなどの海洋性レクリエーションの場として、遠く関東圏や関西圏からも多く人々が訪れている。

また、シラス漁をはじめとして、沿岸に豊かな漁場を有していることから漁業も盛んである。

遠州灘沿岸における静岡県側の範囲は、御前崎から湖西海岸に至る約70kmの海岸である。天竜川河口を頂点として東西に緩やかに弧を描く、わが国有数の長大な砂浜海岸であり、白い砂浜と砂丘を広く覆うクロマツ林による白砂青松と、東端の御前崎の波に洗われる岩礁地形が対照的な美しいパノラマを展開している。

一方で、外洋からの波を直接受けることから、台風などにより起こる高潮などの自然災害が人々の生活の安全を脅かしてきた。そのため、浜名湖今切口東岸から天竜川西岸までの約17.5kmを対象に、県・浜松市・民間企業による、保安林・砂浜の嵩上げが実施されている。



遠州灘沿岸の範囲

《遠州灘沿岸の市別海岸線延長》

| 沿岸名         |      | 遠州灘沿岸    |  |
|-------------|------|----------|--|
| 県名          |      | 静岡県      |  |
| 境界          |      | 御前崎～愛知県境 |  |
| 沿岸総延長       |      | 68,545m  |  |
| 沿岸市<br>(6市) | 御前崎市 | 16,050m  |  |
|             | 掛川市  | 9,467m   |  |
|             | 袋井市  | 5,385m   |  |
|             | 磐田市  | 9,848m   |  |
|             | 浜松市  | 17,481m  |  |
|             | 湖西市  | 10,314m  |  |

資料:「海岸統計」平成26年度版(国土交通省水管理・国土保全局)

## ア 良好な景観

遠州灘沿岸は、わが国有数の長大な砂浜海岸を有しており、その砂浜を中心に砂丘や海食崖など特色ある様々な海岸景観が育まれている。

砂丘はほぼ全域にわたって発達し、背後を覆うクロマツ林とともに白砂青松の美しい景観を誇っている。

以下、良好な景観として各種の指定を受けている。

- 遠州灘の海鳴・波小僧：日本の音風景100 選（環境省）
- 御前崎海岸、稲荷川・竜洋海洋公園、白須賀海岸：静岡県の水辺100 選（静岡県）
- 駒場海岸（竜洋海岸）：静岡県の富士見二百景（静岡県）
- 夕日と風が見える台（御前崎市）：日本の夕日百選（日本の夕日百選選考委員会）



遠州灘沿岸の景観資源状況図

資料：「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(環境庁 1989)  
「静岡県のみずべ 100 選」(静岡県、1993 年 3 月)

## イ 自然公園

遠州灘沿岸では、沿岸の約8割が自然公園に指定されており、浜名湖今切口周辺より西側に浜名湖県立自然公園（昭和25年5月）、御前崎から天竜川にかけては御前崎遠州灘県立自然公園（昭和43年12月）が広がっている。

なお、遠州灘全域が天然記念物に指定されているアカウミガメの主要な産卵地であることから、日本の重要湿地500のうちの1つとして選定されている。



浜名湖県立自然公園



御前崎遠州灘県立自然公園



遠州灘沿岸の自然公園の法指定状況図

資料:「静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図」



## ウ 特定植物群落等

遠州灘沿岸の海岸は大部分が砂浜であり、その一見単調に見える砂浜海岸も、海と陸とが接した生態系の移行帯（エコトーン）が形成されている。砂浜には、コウボウムギ、コウボウシバ、ハマヒルガオ、ハマボウフウ、ハマエンドウ、ハマニガナ、ハマアザミ、ケカモノハシ、汀線付近のオカヒジキなどの海浜性植物の生育が見られ、静岡県域では砂丘背後のクロマツ林へと移行する。

遠州灘に注ぐ河川の河口部には、その場特有の環境と生物相が形成されており、太田川河口部などにはハマボウ群落が見られる。また、崖斜面には強い風が吹き付けることから、丈が低く低木化したクロマツ、トベラ、ヒメユズリハなどが林を形成し、ハマグルマ、イワダレソウ、ヤブツバキ、スカシユリ、イソギク、ツワブキなどが四季を彩る。沿岸内陸部には桜ヶ池池畔スタジイ林等の特定植物群落が見られる。

資料:「第2 回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図」(1981,環境庁)、「第3 回自然環境保全基礎調査・特定植物群落調査報告書」(1988,環境庁)、「ふるさとの自然」(静岡県)、「静岡の文化」((財)静岡県文化財団)、「遠州海岸」(建設省浜松工事事務所)、「平成6 年度海浜動植物調査業務委託報告書」(静岡県自然保護課)



ハマヒルガオの群生

資料:遠州灘沿岸侵食対策検討委員会検討資料



クロマツ林



遠州灘沿岸の海岸植生概要図

資料:「第3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(環境庁 1989 年)「平成6 年度海浜動植物調査業務委託報告書」(静岡県自然保護課 1995 年)沿岸市町アンケート

## エ 生物

遠州灘沿岸には、それぞれの環境に適した種が生息しているが、特にアカウミガメに関しては、全国的にも有数の上陸・産卵地であることが知られており、ほとんどの海岸ではアカウミガメの上陸・産卵がみられる。

アカウミガメは、野生動植物の国際取引を規制するワシントン条約で最も規制の厳しい付属書 I に記載され、わが国における種の保存法の国際希少野生動植物種に指定されており、御前崎海岸では国指定天然記念物、浜松海岸では市指定の天然記念物となっている。しかし、その延べ上陸個体数は年々減少傾向にある。その原因として、砂浜の減少や観光客の花火などが指摘されている。

その他に、カモメ科に属する小型の夏鳥で、種の保存法の国際気象野生動植物種やレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に指定されているコアジサシが、砂浜で営巣や産卵をしている。

また、汀線付近にはスナガニやフジノハナガイ、クロマツ林内にはキツネなどの哺乳類などが生息している。御前崎海岸の岩礁には、様々な種類の貝やカニ、イソギンチャク、ウニ、海藻などが見られ、干潮時にできる潮だまりはこれら海の生物の絶好の観察場となる。遠州灘に注ぐ河川の河口部には、その場特有の環境と生物相が形成されている。また、沿岸のほとんどが鳥獣保護区に指定されている。



遠州灘沿岸の海岸動物概要図

資料：第4回自然環境基礎調査・愛知県自然環境情報図(1995)、第3回自然環境保全基礎調査・鳥類(1989) 保全を要する自然環境要素分布調査報告書(1989.3)、平成13年度愛知県鳥獣保護区等位置図愛知の野鳥(1995) 「静岡県鳥獣保護区等位置図」(静岡県自然保護課) 沿岸市町アンケート

遠州灘沿岸には、黒潮の恵みを受けて様々な魚類等が生息しており、代表的なものとしては、シラス（カタクチイワシ）、マアジ、マサバ、マイワシ、カタクチイワシ、マダイ、クロダイ、キス、コノシロ、スズキ、ボラ、カレイ類、イカ類、エビ類、カニ類などが上げられる。また、貝類では、遠州灘の特色である遠浅の砂浜で波の荒い海岸に生息する、コタマガイ、ダンベイキサゴ（ナガラミ）、カズラガイなどがみられる。

御前崎海岸の岩礁の前面において、ホンダワラ類やアラメ・カジメ類などが分布し、魚類等の産卵・生息に役立っている。このように藻場は、様々な海域生物に変化のある生息の場を提供している。



資料：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査」(環境省, 1992 年)



遠州灘沿岸の海域生物状況図

資料：「第5回自然環境保全基礎調査（海辺調査）」(環境省)

## オ 観光・レクリエーション利用

遠州灘沿岸は、その特徴である風と波を利用したマリンスポーツが盛んで、例えば御前崎海岸はサーフスポットとして全国的にも知られている。また、沿岸各地で釣り、観光地引き網等のレクリエーション活動も盛んであり、多くの利用者がみられる。

沿岸の砂浜が連続する海岸景観は、いたるところで昔の自然を今に残しており、観光等で訪れる人も少なくない。日常的に海岸を散策する人も多く、また、地域では様々なイベントを海浜で行うなど、生活のうらおいや地域の人々の交流の場としての、貴重な自然空間やレクリエーション場となっており、季節を問わず賑わいのある海岸になっている。

御前崎の岩礁地帯では磯遊びがみられ、中田島砂丘で繰り広げられる凧揚げ合戦（浜松まつり）は、年間約170万人（平成22年）の観光客で賑わう祭りである。このほか、年間2.5万人が利用する竜洋海洋公園をはじめとして公園も多く有しており、健康増進・スポーツ・レクリエーション・自然体験・観光などを目的とした、海岸と背後地との一体的整備地が各地に登場してきている。



①御前崎海岸のサーフィンの様子



②竜洋海洋公園

資料：磐田市 HP



③浜松まつり凧揚げ合戦

資料：浜松市 HP



遠州灘沿岸の観光・レクリエーション資源分布図

資料：各市町資料

## カ 漁港利用・港湾利用

遠州灘沿岸の漁港は西から、舞阪漁港（第3種）、福田漁港（第4種）の計2箇所があり、福田漁港は、荒天時には漁船やその他の船舶が避泊利用している避難港でもある。なお、漁業は、小型底引き網、まき網、地引き網、船引き網、刺し網を中心として行われている。また、港湾は、県西部唯一の港湾である浜名港（地方港湾）1箇所である。

舞阪漁港および福田漁港では、シラス・アジ・タイ等の沿岸漁業、カツオ等の近海漁業が行われており、特にシラスは全国有数の水揚げ地となっている。

浜名港は、今切口周辺と浜名湖の一部が港湾区域となっており、漁業や観光などの基盤としての役割を担っている。また、浜名湖の湖岸が織りなす、すぐれた景観、静穏な水面を有し海洋性レクリエーションへの適性から、魚釣り施設や港湾緑地等が整備され、多くの観光客が訪れている。



①福田漁港



②舞阪漁港



シラスの天日干

資料：静岡県 HP



遠州灘沿岸の漁港・港湾分布図

## キ 保安林

遠州灘沿岸の海岸背後の森林は、大部分が海側からの風、潮、飛砂の防止を目的とした保安林に指定されており、駿河湾沿岸と同じく、海岸防災林と呼ばれている。

海岸防災林は、クロマツを中心に構成されており、沿岸に連なる砂浜や砂丘の背後に、海側から内陸側に向かって一線堤、二線堤、三線堤と複数列の連続した帯状で分布している。



### <参考>

- ・伊豆半島沿岸海岸保全基本計画（平成26年7月静岡県）
- ・駿河湾沿岸海岸保全基本計画（平成26年7月静岡県）
- ・遠州灘沿岸海岸保全基本計画（平成23年2月静岡県・愛知県）

## 2.2 海岸漂着物の発生状況及び取組状況

静岡県の沿岸では、台風後の流木や河川からの漂着ごみ、利用者の出すごみ、粗大ごみの不法投棄などが沿岸各地で見受けられ、海岸環境の悪化が懸念されている。

このため、沿岸各地では、海岸管理者、市町、ボランティア団体等により、海岸漂着物等を取り除き、良好な景観と環境を保全するための清掃活動が定期的に行われている。

平成 26 年度 漂着状況

| 市町   | 海岸・港湾・漁港名    | 地点名          | 平成26年10月（台風18号） |          | 平成26年7月（台風8号） |          |
|------|--------------|--------------|-----------------|----------|---------------|----------|
|      |              |              | 堆積面積 (㎡)        | 堆積容量 (㎡) | 堆積面積 (㎡)      | 堆積容量 (㎡) |
| 東伊豆町 | 東伊豆海岸        | 奈良本地先        | 200.0           | 10.0     | 20.0          | 4.0      |
| 松崎町  | 松崎港          | 新港地区         | 100.0           | 15.0     | -             | -        |
| 河津町  | (二)河津川       | 浜 河口         | 50.0            | 5.0      | 500.0         | 25.0     |
|      | 下河津漁港        | 見高地区         | 500.0           | 50.0     | 600.0         | 12.0     |
|      | 下河津漁港        | 谷津地区         | 100.0           | 10.0     | -             | -        |
|      | 下河津漁港        | 見高地区 今井浜海岸   | 2,000.0         | 200.0    | -             | -        |
|      | 下河津漁港        | 河津浜海岸        | 1,000.0         | 100.0    | -             | -        |
| 熱海市  | 熱海港          | 和田浜南町        | 182.0           | 36.0     | -             | -        |
| 沼津市  | 沼津牛臥海岸       |              | -               | 1,438.0  | -             | -        |
|      | 沼津海岸         |              | -               | 1,362.0  | -             | -        |
|      | 沼津港          | 我入道地区        | -               | 379.8    | -             | -        |
| 伊豆市  | 土肥港          | 小土肥地区        | -               | 217.7    | -             | -        |
| 磐田市  | 福田漁港         | 豊浜           | 500.0           | 25.0     | -             | -        |
| 静岡市  | 静岡海岸         | 駿河区中島～駿河区根古屋 | -               | 5,835.0  | 3,000.0       | 300.0    |
|      | 清水港          | 日の出物揚場       | 400.0           | 260.0    | -             | -        |
|      | 清水港          | 興津川右岸        | 100.0           | 2.0      | 10.0          | 3.0      |
|      | 清水港          | 三保内浜海岸       | 300.0           | 2.0      | -             | -        |
| 焼津市  | 焼津海岸(田尻地区)   | 田尻北地先        | 1,000.0         | 50.0     | -             | -        |
|      | 大井川海岸(下小杉地区) | 下小杉地先        | 200.0           | 10.0     | -             | -        |
|      | 焼津漁港         | 石津海岸         | 2,100.0         | 630.0    | 400.0         | 30.0     |
|      | 〃            | 浜当目海岸        | 3,750.0         | 1,500.0  | 10.0          | 1.0      |
| 御前崎市 | 御前崎白羽海岸      | 御前崎          | 160.0           | 36.0     | 100.0         | 25.0     |
| 御前崎市 | 御前崎港         | 下岬地区         | -               | -        | 10,000.0      | 50.0     |
| 牧之原市 | 相良須々木海岸      | 須々木～地頭方地先    | 2,000.0         | 200.0    | -             | -        |
| 牧之原市 | 榛原港          | 静波地区         | 11,760.0        | 2,467.0  | -             | -        |
| 吉田町  | 吉田海岸         | 住吉地先         | 2,000.0         | 200.0    | 200.0         | 20.0     |
| 袋井市  | 浅羽海岸         | 湊～中新田        | 4,965.0         | 800.0    | 1,400.0       | 80.0     |
| 合計   |              |              | 33,367.0        | 15,840.5 | 16,240.0      | 550.0    |

資料：静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課（台風通過直後における職員による調査の速報値）



ごみの散乱 (西伊豆町)

資料：特定非営利活動団体オアシニックワイルド'ソサエティ HP



ごみや流木の打ち上げ (西伊豆町)

資料：特定非営利活動団体オアシニックワイルド'ソサエティ HP

海岸漂着物等の対策に係る県・市町事業実施状況

| 事業主体 | 事業名                             | 事業内容  |
|------|---------------------------------|---|
| 県    | 海岸漂着物等処理推進事業費補助金                | 海洋ごみの回収・処理に係る事業又は発生抑制策に係る事業を実施する市町に対し補助を行う。                       |
| 県    | 河川海岸愛護事業費補助金<br>(流木等処理事業)       | 台風等の異常気象などにより河川又は海岸に異常堆積した流木等を市町が処理する事業の経費に対し補助を行う。               |
| 県    | 河川海岸愛護事業費補助金<br>(なぎさ美化事業)       | ボランティアによる海岸の清掃活動に際して、市町が流木その他の漂着物等の処理並びに砂の整正及び補充を行う事業の経費に対し補助を行う。 |
| 県    | 河川海岸愛護事業費補助金<br>(河川海岸愛護団体等活動事業) | 団体等が行う事業で、河川、海岸の流水の疎通を図り、災害を予防し、美化保全に寄与する事業の経費に対し補助を行う。           |
| 県    | 航路護岸清掃業務委託                      | 港内航路護岸に漂着したゴミを収集し、集積場へ運搬する。                                       |
| 県    | 田子の浦港海浜地清掃業務委託                  | 海岸に漂着したゴミを収集し、集積場へ運搬する。   |
| 静岡市  | 河川海岸統一美化運動                      | ボランティア団体等による河川・海岸の統一美化運動  |
| 静岡市  | 河川海岸愛護事業                        | 静岡海岸、清水海岸における流木等の漂着物を取り除き景観を保持し、美しく親しみのあるなぎさ環境を整備する。              |
| 静岡市  | 河川海岸愛護活動事業                      | 河川・海岸美化、保全のため自主的な清掃活動等を行っているボランティア団体に対して報償金を交付する。                 |
| 沼津市  | 海岸愛護事業                          | 海岸の美化保全活動を行う団体の事業に要する経費への補助を行う。                                   |
| 沼津市  | なぎさ美化事業                         | 流木等海岸漂着物の処理及び海岸の整正  |
| 磐田市  | 河川海岸愛護事業費補助金                    | 台風等の異常気象などにより河川又は海岸に異常堆積したゴミや流木等を清掃する。                            |
| 焼津市  | 河川海岸愛護事業                        | 各自治会における河川・海岸の清掃活動に対する補助事業  |
| 焼津市  | やいづビーチクリーン大作戦                   | 焼津市内の海岸の一斉清掃を実施する。  |
| 掛川市  | 海岸清掃                            | 大浜海岸・大須賀海岸の一斉清掃   |
| 藤枝市  | 河川・海岸統一美化運動                     | 漂着物処理・流木発生防止・市民への美化啓蒙のため、美化運動を行う。                                 |
| 袋井市  | 浅羽海岸クリーン作戦                      | 浅羽海岸の流木、漂着物等の処理を行い、なぎさ環境美化を図る。                                    |
| 湖西市  | 白須賀海岸周辺清掃                       | 年末年始に備え、地元自治会と市で行う、海岸周辺の清掃活動                                      |
| 湖西市  | 河川海岸愛護事業費補助金                    | 河川海岸等において、美化運動を行った地元自治会への補助                                       |
| 御前崎市 | 海岸保全事業                          | 台風などの異常気象により漂着した流木等の処理を行う。  |

資料：静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課



## 2.3 海岸漂着物対策に係る基本的な方針

海岸漂着物対策の実施に際しては、海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、岩礁や干潟等における生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の総合的な環境について、その良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれる環境を再生することを旨として行われることが重要である。

このような観点から、海岸漂着物対策の基本的な考え方は以下のとおりとする。

### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することによって現に海岸の清潔の保持に支障が生じている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることによって海岸の清潔の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等の処理に際しては、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することに鑑み、状況に応じて機動的にこれを行うよう努めることが重要である。

#### ア 海岸管理者の処理の責任

海岸管理者は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

#### イ 市町の協力義務

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。

#### ウ 市町の要請

市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

#### エ 地域外からの海岸漂着物に対する連携

県は、海岸漂着物の多くが他の県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他県に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求めるものとする。

#### オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分がなされることが必要である。

また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した油や有害液体物質については、引き続き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。

#### カ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めるものとする。

#### キ 県による援助

県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行うものとする。

市町が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町に対してもこれを行う。

#### ク 廃棄物処理施設の整備の推進

海岸漂着物等の円滑かつ適正な処分を確保するために、市町は、一般廃棄物処理計画に基づいて、海岸漂着物等を適正に収集、運搬及び処分するために必要な廃棄物処理施設の整備を推進することが必要である。

### (2) 海岸漂着物の発生抑制に関する事項

海岸漂着物は、地域によっては周辺国から大量に漂着する場合がみられるが、本県においては、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するのが主である。その中には、洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着する場合もあるが、生活に伴って発生するごみも多く含まれている。このため、海岸漂着物の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域のみならず、

すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の処理の推進に加え、その効果的な発生抑制が図られることが必要である。

#### **ア 3Rの推進による循環型社会の形成**

県や市町は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて、海岸漂着物の発生抑制に努める。

県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、リサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

#### **イ 発生の状況及び原因に関する実態調査**

海岸漂着物等の発生の実態には未解明の部分が多く残されていることから、県や市町は海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施策検討の資料とする。

#### **ウ 不法投棄の防止**

県や市町は、河川を經由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の防止や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。

また、市町においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。

さらに、県民は、自らが所有する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

また、海岸漂着物の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみ等が土地から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみ等が土地から水域等に流出又は飛散することのないように努めることが重要である。

#### **エ 海底堆積物及び海上漂流物の回収・処理の推進**

海上漂流物や海底堆積物の回収・処理を講ずることは、海岸漂着物等の発生抑制に資するものである。このため、県や市町は、相互に連携しつつ、海底堆積物及び海上漂流物の回収・処理を図るよう努めるものとする。

### 3 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

海岸漂着物対策は、2.3に示す基本的な方針に基づき、関係者の役割分担は、以下のとおりとする。

関係者の役割分担及び相互連携

| 主 体             | 役 割  |
|-----------------|--|
| 海岸管理者<br>(県・市町) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理する海岸の清潔の保持</li> <li>・市町と連携した海岸漂着物等の回収・処理</li> <li>・県へ発生状況等の報告</li> </ul>   |
| 国               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定</li> <li>・海岸漂着物対策推進会議の設置、専門家会議の活用</li> <li>・外交上の適切な対応</li> <li>・漂着物の発生状況・発生原因に係る調査</li> <li>・普及啓発・環境教育</li> </ul>  |
| 県               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画の策定</li> <li>・国・他都道府県・市町との連絡調整・協力要請</li> <li>・適正処理に関する技術的助言</li> <li>・発生状況等の把握</li> <li>・不法投棄防止の措置（監視パトロール、普及啓発）</li> </ul>  |
| 市町              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸管理者による海岸漂着物等の回収への協力</li> <li>・市町施設への海岸漂着物の受入れ・処理、その他適正処理の確保</li> <li>・海岸管理者への要請</li> <li>・民間団体等への活動支援</li> <li>・海岸漂着物等の適正処理について助言</li> <li>・県へ発生状況等の報告</li> <li>・不法投棄防止の措置（監視パトロール、普及啓発）</li> <li>・環境美化条例等の制定</li> </ul> |
| 民間団体            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町と連携した清掃活動の実施</li> <li>・普及啓発、環境教育の取組への参画</li> </ul>   |
| 県民              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マナー、モラルの徹底</li> <li>・海岸清掃への参加</li> <li>・3Rの推進</li> </ul>   |

#### 4 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進 に関し必要な事項

##### 4.1 モニタリングの実施

県は、地域の海岸漂着物、海上漂流物、海底堆積物の回収実態を把握し、広く情報提供するものとする。

##### 4.2 災害等の緊急時における対応

災害等により大量の海岸漂着物が発生した場合や危険物の漂着物が見られる場合は、静岡県災害廃棄物処理計画及び各市町災害廃棄物処理計画等に基づき、災害対応としての的確に対応するものとする。

##### 4.3 地域計画の変更

国の基本方針の改定や静岡県内における海岸漂着物対策に係る状況の変化等により、必要があると認めるときは、計画内容の見直し等を行うものとする。



**【お問合せ】静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課一般廃棄物班**

---

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6  
電話:054-221-2426 FAX:054-221-3553  
Eメール:hai@pref.shizuoka.lg.jp